

小田原市要綱第 28 号

小田原市指定暑熱避難施設の指定に関する要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市指定暑熱避難施設の指定に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 21 条の規定による小田原市指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定について必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第 2 条 クーリングシェルターは、次に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 施設の敷地の全部又は一部が市内に位置していること。
- (2) 施設のうち、熱中症予防のために当該施設を利用しようとする住民その他の者（以下「市民等」という。）に供される場所について、施設の状況及び規模に応じた適切な機能を有する冷房設備が設置され、必要な点検整備が定期的に行われていること。
- (3) 地域及び施設の状況を踏まえ、施設が受入れ可能であると見込まれる人数（以下「受入可能人数」という。）の市民等が快適に滞在することのできる空間が確保され、休息することのできる椅子等が受入可能人数に応じた必要な数量分備わっていること。
- (4) 営利の目的をもってクーリングシェルターを利用させるものでないこと。
- (5) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（第 2 項、第 3 項及び第 12 項を除く。）に掲げる営業に該当する施設でないこと。

(7) その他市長が不適当と認める施設でないこと。

(指定等)

第3条 クーリングシェルターの指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、小田原市指定暑熱避難施設指定申請書（様式第1号）及び小田原市指定暑熱避難施設指定に関する同意書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 施設の位置図
- (2) 施設の見取り図
- (3) 受入可能人数の算定の根拠となる資料
- (4) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定し、小田原市指定暑熱避難施設指定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、当該指定内容について公表するものとする。

3 前項の審査の結果、適当と認められないときは、小田原市指定暑熱避難施設不指定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

4 市長は、第2項の規定によりクーリングシェルターを指定した場合は、法第21条第3項の規定による協定を締結するものとする。

(管理者に対する指導)

第4条 市長は、クーリングシェルターの管理者に対し、次の各号に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 市域において熱中症特別警戒情報が発表されたときは、あらかじめ申し出た施設開放日時はクーリングシェルターとして開放し、市民等が自由に出入りできるようにすること。
- (2) 市が提供するクーリングシェルターを示すのぼり旗、ポスター等を施設の見やすい場所に掲示するとともに、広く周知を図ること。
- (3) クーリングシェルターを利用する市民等の体調の悪化等の異変を察知したときは、水分補給、医療機関の受診等について、可能な範囲で便宜を図ること。また、適宜、救急車の出動要請、応急処置等の必要な措置をとること。

(指定の変更)

第5条 クーリングシェルターの管理者は、指定内容の変更がある場合には、小田原市指定暑熱避難施設に関する変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（指定の解除）

第6条 クーリングシェルターの管理者は、指定を解除しようとする場合は、指定の解除を希望する日の2箇月前までに小田原市指定暑熱避難施設指定解除届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による解除の届出がされた場合は、当該解除の内容について公表するものとする。

（指定の取消し）

第7条 市長は、第3条第2項の規定による指定を受けたものが、虚偽又は不正な手段により指定を受けていることが明らかになったとき又はこの要綱の規定に反すると認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項又は法第22条第1項若しくは第2項の規定により、第3条第2項の規定による指定を取り消したときは、当該施設の管理者に対して小田原市指定暑熱避難施設指定取消通知書（様式第7号）により通知するとともに、当該取消しの内容について公表するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

小田原市指定暑熱避難施設指定申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（代表者職氏名）

電話番号

小田原市指定暑熱避難施設に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

施設	名 称	
	所在地	
開放可能日時		曜 日： 時 間： 休業日：
受入可能人数		人
管理者	氏 名	
	電話番号	
	メ ー ル	
	アドレス	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

小田原市指定暑熱避難施設指定に関する同意書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（代表者職氏名）

電話番号

小田原市指定暑熱避難施設の指定に関する要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項の規定により、次の施設が、クーリングシェルターとして指定されることについて同意します。なお、クーリングシェルターの運営に当たっては、気候変動適応法、気候変動適応法施行規則（令和 6 年環境省令第 2 号）及び要綱の規定を遵守いたします。

施 設	名 称	
	所 在 地	
管理者	氏 名	
	電話番号	
	メ ー ル	
	アドレス	
担当者	氏 名	
	電話番号	
	メ ー ル	
	アドレス	

様式第 3 号（第 3 条関係）

小田原市指定暑熱避難施設指定通知書

年 月 日

様

小田原市長



年 月 日付けで提出のありました小田原市指定暑熱避難施設指定申請書について審査し、次のとおり指定したので通知します。

施設	名 称	
	所在地	
開放可能日時		曜 日 : 時 間 : 休業日 :
受入可能人数		人

備考

- 1 指定内容について変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしてください。
- 2 気候変動適応法第 2 1 条第 3 項の規定により、市長との間で協定書の締結が必要となります。
- 3 指定内容については、ホームページ等で公表します。

様式第4号（第3条関係）

小田原市指定暑熱避難施設不指定通知書

年 月 日

様

小田原市長



年 月 日付けで提出のありました小田原市指定暑熱避難施設申請書
について審査したところ、次のとおり指定しないこととしたので通知します。

施設	名 称	
	所在地	
不指定の理由		

様式第 5 号（第 5 条関係）

小田原市指定暑熱避難施設に関する変更届出書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（代表者職氏名）

電話番号

小田原市指定暑熱避難施設の指定に関する要綱第 5 条に基づき、指定暑熱避難施設について、次のとおり変更したので届け出ます。

1 対象となる指定暑熱避難施設

(1) 名 称

(2) 所在地

2 変更事項

(1) クーリングシェルターの管理者（変更がある場合のみ記載すること。）

	変更後	変更前
氏 名		
連絡先		

(2) クーリングシェルターの担当者（変更がある場合のみ記載すること。）

	変更後	変更前
氏 名		
連絡先		

(3) クーリングシェルターの名称等（変更がある場合のみ記載すること。）

	変更後	変更前
施 設 名 称		

開放可能日時		
受入可能人数		
そ の 他		

※ 小田原市指定暑熱避難施設の指定に関する要綱第3条第1項に掲げる書類を提出すること。

3 変更日 年 月 日

4 変更理由

様式第 6 号（第 6 条関係）

小田原市指定暑熱避難施設指定解除届出書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（代表者職氏名）

電話番号

小田原市指定暑熱避難施設に関する要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設	名 称	
	所在地	
解 除 日		
解除理由		

様式第 7 号（第 7 条関係）

小田原市指定暑熱避難施設指定取消通知書

年 月 日

様

小田原市長

印

次の施設についてクーリングシェルターの指定を取り消したので、小田原市指定暑熱避難施設の指定等に関する要綱第 7 条第 2 項の規定により、通知します。

施設	名 称	
	所在地	
取 消 日		
取消理由		